

個別施策

数値目標

成果目標

各医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）と、その機能や役割に応じて、感染症法に基づく医療措置協定を締結するとともに、新興感染症発生・まん延時には協定に基づく対応が確実に遂行できるよう、必要な設備整備等への支援を実施

高齢者施設や障がい者施設等において、施設内における新興感染症のまん延を防止するため、医療機関との連携や専門家の派遣により、ゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保

山形県感染症対策連携協議会において、入院調整の方法、医療人材の確保及び情報共有のあり方等を協議するとともに、計画に基づく取組状況の進捗を確認

二次医療圏ごとに、保健所・市町村・医療機関（地区医師会を含む）等による地域感染（予防）対策ネットワークを構築

感染症や疫学に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材を養成するため、専門機関が実施する講習会等への参加や、関係学会等が実施する研修等への派遣を促進

医療施設、在宅医療に関わる医療従事者、福祉施設において、感染対策に必要な個人防護具が不足した場合には速やかに供給できる体制を構築

協定締結医療機関（入院）の確保病床数

現状値	目標値
—	【流行初期】 150床 【流行初期以降】 294床

協定締結医療機関（発熱外来）の数

現状値	目標値
—	【流行初期】 200機関 【流行初期以降】 457機関

協定締結医療機関（自宅・宿泊施設・高齢者施設等での療養者等への医療の提供）の数

現状値	目標値
—	580機関

協定締結医療機関（後方支援）の数

現状値	目標値
—	17機関

協定締結医療機関（医療人材）の確保人数

現状値	目標値
—	52人

新興感染症の発生及びまん延時に、県が医療機関と締結した医療措置協定に基づき、速やかに確保病床及び発熱外来等の医療提供体制を整備